

目 次

告 示	ページ
13 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正	1
正 誤	
令和元年 7 月 22 日付け新潟県市町村総合事務組合規則第 3 号（元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則）中	3

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 13 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成 16 年告示第 5 号）の一部を次のとおり改正し、十日町市事務所の項に係る変更については令和元年 10 月 18 日から、新潟市事務所、三条市事務所、加茂市事務所、燕市事務所及び南蒲原郡田上町事務所の項に係る変更については令和元年 10 月 28 日から実施した。

令和元年 12 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務の(2) 収納代理金融機関の表新潟市事務所の項中

「

			”	亀田中央支店	”	白根支店	
			”	巻支店	”		

」

を

「

			”	亀田中央支店	”	白根中央支店	
			”	巻中央支店	”		

」

に改め、三条市事務所の項中

「

			”	北越銀行 三条支店	”		
--	--	--	---	-----------	---	--	--

」

を

「  
| | | 北越銀行 三条中央支店 |  
」

に改め、加茂市事務所の項中

「  
| | | 北越銀行 加茂支店 |  
」

を

「  
| | | 北越銀行 加茂中央支店 |  
」

に改め、十日町市事務所の項中

「  
| | | 大光銀行 十日町支店          大光銀行 中里支店  
| | | 上越信用金庫 松代支店  
| | | 新潟県労働金庫 十日町支店 |  
」

を

「  
| | | 大光銀行 十日町支店          大光銀行 中里支店  
| | | 新潟県労働金庫 十日町支店 |  
」

に改め、燕市事務所の項中

「  
| | | 北越銀行 燕支店                  北越銀行 県央つばめ支店  
| | | 北越銀行 吉田支店              北越銀行 分水支店 |  
」

を

「  
| | | 北越銀行 燕中央支店          北越銀行 つばめ物流センター支店  
| | | 北越銀行 吉田中央支店      北越銀行 分水中央支店 |  
」

に改め、南蒲原郡田上町事務所の項中

「  
| | 北越銀行加茂支店 | 北越銀行 加茂支店 |  
」

を

「 | | 北越銀行加茂中央支店 | 北越銀行 加茂中央支店 | 」

に改める。

正 誤

令和元年7月22日付け新潟県市町村総合事務組合規則第3号（元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則）7ページの第4条中「別記様式消則第15号」は「別記様式消則第8号」の、第5条中「別記様式消則第15号」は「別記第7号様式」の、「本書のとおり申し立てます。」は「本書記載のとおり申し立てます。」の誤り。